

○実炉規 第8条 管理区域への立入制限等

退避所、苦多かも、来た

法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、**管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、**これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1	た い ひ じゅ	<p>一 管理区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ <b>壁、さく等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、かぎの管理等の措置を講ずること。</b></p> <p>ロ 放射性物質を<b>経口摂取</b>するおそれのある場所での<b>飲食及び喫煙を禁止</b>すること。</p> <p>ハ 床、壁その他の人の触れるおそれのある物であつて放射性物質によつて汚染されたものの表面の放射性物質の密度が経済産業大臣の定める<b>表面密度限度を超えない</b>ようにすること。</p> <p>ニ 管理区域から人が退去し、又は<b>物品を持ち出そうとする</b>場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの<b>表面密度限度の十分の一を超えない</b>ようにすること。</p>
2	く た か も	<p>二 保全区域については、<b>標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、かぎの管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。</b></p>
3	き た	<p>三 周辺監視区域については、次の措置を講ずること。</p> <p>イ <b>人の居住を禁止</b>すること。</p> <p>ロ <b>境界にさく又は標識を設ける等の方法によつて周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限</b>すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかなる場合は、この限りでない。</p>

○実炉規 第 11 条の 2 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価

工事中補助長で、今日補助無し、補機

法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、**運転を開始した日以後三十年**を経過していない原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の**運転を開始した日以後三十年**を経過する日までに、経済産業大臣が定める原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の**経年劣化に関する技術的な評価**を行い、この評価の結果に基づき、**十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針**（以下「**長期保守管理方針**」という。）を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う**劣化の状況**が的確に把握される箇所については、この限りでない。

1	こ	<b>工学的安全施設</b> 、原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物
2	じ	<b>事故時</b> における原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物
3	ちゅ	<b>中央制御室外</b> から安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物
4	ほ	原子炉冷却材を <b>保持</b> する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの
5	じゅ	原子炉冷却材を <b>循環</b> させる機能を有する機器及び構造物
6	ちよ	放射性物質を <b>貯蔵</b> する機能を有する機器及び構造物
7	で	<b>電源を供給</b> する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの
8	け	原子炉施設を <b>計測・制御</b> する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）
9	ほ	原子炉施設の <b>運転を補助</b> する機能を有する機器及び構造物
10	ほ	<b>原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散</b> を防止する機能を有する機器及び構造物
11	じょ	原子炉冷却材を <b>浄化</b> する機能を有する機器及び構造物
12	あ	原子炉 <b>圧力</b> の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物
13	し	<b>出力</b> の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物
14	ほ	原子炉冷却材を <b>補給</b> する機能を有する機器及び構造物
15	き	<b>緊急時対策</b> を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

○実炉規 第12条 原子炉の運転

運行過去か 社費石工

法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

1	ち	原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
2	こ	原子炉の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。
3	う	前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、経済産業大臣が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。
4	か	前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ経済産業大臣の確認を受けること。
5	こ	第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、経済産業大臣が告示で定める。
6	か	運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。
7	しゃ	緊急しや断が起こつた場合には、しや断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。
8	ひ	非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。
9	い	運転上の制限（保安規定で定める原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下第十九条の十七において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに経済産業大臣に報告すること。ただし、第十九条の十七第五号に掲げるときを除く。
10	し	試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。
11	く	原子炉の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

○実炉規 第 15 条 工場又は事業所において行われる廃棄

気体：葉保、炉撃

液体：葉保、庫保、書庫

排水施設：炉徐急激

容器封入：府寄付

保管廃棄：俺ひせち

固体：焼却、固形化、保管廃棄

法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1		放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
2		放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
3	は ほ	気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排気施設によつて排出すること。 ロ 障害防止の効果をもつた廃棄槽に保管廃棄すること。
4	ろ げ き	前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。
5	れ	第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
6	は ほ こほ しよ こ	液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 排水施設によつて排出すること。 ロ 障害防止の効果をもつた廃液槽に保管廃棄すること。 ハ 容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄すること。 ニ 障害防止の効果を持つた焼却設備において焼却すること。 ホ 障害防止の効果を持つた固型化設備で固型化すること。
7	ろ じよ きゆ げ き	前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすること。

8		第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、 <u>冷却</u> について必要な措置を講ずること。
9	ふ き ふ	第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行うときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 水が浸透しにくく、 <u>腐食</u> に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。 ロ <u>き裂又は破損</u> が生じるおそれがないものであること。 ハ 容器の <u>ふた</u> が容易に外れないものであること。
10		第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体的に固型化して行うときは、 <u>固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。</u>
11	お れ ひ せ ち	第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。 イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を収容できる受皿を設けること等当該容器にき裂又は破損が生じた場合の <u>汚染の広がり</u> の防止について必要な措置を講ずること。 ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、 <u>冷却</u> について必要な措置を講ずること。 ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す <u>標識</u> を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第七条の規定に基づき記録された内容と照合できるような <u>整理番号</u> を表示すること。 ニ 当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の <u>注意事項</u> を掲示すること。
12		固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。 イ 障害防止の効果を持った <u>焼却</u> 設備において焼却すること。 ロ 容器に封入し、又は容器と一体的に <u>固型化</u> して障害防止の効果を持った <u>保管廃棄施設</u> に保管廃棄すること。 ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な <u>大型機械</u> 等の放射性廃棄物又は放射能の <u>時間による減衰</u> を必要とする放射性廃棄物については、障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
13		前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を <u>容器に封入</u> して行うときは、第九号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。
14		第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を <u>容器と一体的に固型化</u> して行うときは、第十号及び第十一号（イを除く。）に規定する例によること。
15		第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

○実炉規 第16条 保安規定

田阿秘書、炉飽和、苦は遅受、禍は秘書記、補強補

法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

1	た	関係法令及び保安規定の <u>遵守のための体制</u> （経営責任者の関与を含む。）に関すること。
2	あ	<u>安全文化を醸成</u> するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
3	ひ	原子炉施設の <u>品質保証</u> に関すること（ <u>根本原因分析の方法</u> 及びこれを実施するための体制、 <u>作業手順書等の保安規定上の位置付け</u> 並びに <u>原子炉施設の定期的な評価</u> に関することを含む。）。
4	しよ	原子炉施設の <u>運転及び管理</u> を行う者の <u>職務及び組織</u> に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
5	ろ	<u>原子炉主任技術者の職務の範囲</u> 及びその内容並びに原子炉主任技術者が <u>保安の監督</u> を行う上で必要となる <u>権限及び組織上の位置付け</u> に関すること。
6	ほ	原子炉施設の <u>運転及び管理</u> を行う者に対する <u>保安教育</u> に関することであって次に掲げるもの
7	う	原子炉施設の <u>運転</u> に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。
8	う	原子炉の <u>運転期間</u> に関すること。
9	あ	原子炉施設の <u>運転の安全審査</u> に関すること。
10	く	管理 <u>区域</u> 、保全 <u>区域</u> 及び周辺監視 <u>区域</u> の <u>設定</u> 並びにこれらの区域に係る <u>立入制限等</u> に関すること。
11	は	<u>排気監視設備</u> 及び <u>排水監視設備</u> に関すること。
12	お	<u>線量</u> 、 <u>線量当量</u> 、 <u>放射性物質の濃度</u> 及び放射性物質によつて <u>汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視</u> 並びに <u>汚染の除去</u> に関すること。
13	そ	放射線 <u>測定器</u> の <u>管理</u> に関すること。
14	じゆ	原子炉施設の <u>巡視及び点検</u> 並びにこれらに伴う <u>処置</u> に関すること。
15	か	<u>核燃料物質の受払い</u> 、 <u>運搬</u> 、 <u>貯蔵</u> その他の <u>取扱い</u> に関すること。
16	は	放射性廃棄物の <u>廃棄</u> に関すること。
17	ひ	<u>非常の場合に講ずべき処置</u> に関すること。
18	しよ	<u>初期消火活動のための体制の整備</u> に関すること。
19	き	原子炉施設に係る <u>保安</u> （保安規定の <u>遵守状況</u> を含む。）に関する <u>適正な記録及び報告</u> （第十九条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
20	ほ	原子炉施設の <u>保守管理</u> に関すること（ <u>経年劣化に係る技術的な評価</u> に関すること及び <u>長期保守管理方針</u> を含む。）。
21	きよ	<u>保守点検</u> を行つた事業者から得られた <u>保安に関する技術情報</u> についての他の原子炉設置者との <u>共有</u> に関すること。
22	ふ	<u>不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開</u> に関すること。
23	ほ	その他原子炉施設に係る <u>保安に関し必要な事項</u>

<保安規定のうち、保安教育の内容>

ほ受講費

ほ じゅ こ ほ お ひ	原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの イ 保安教育の <b>実施方針</b> （ <b>実施計画の策定</b> を含む。）に関すること。 ロ 保安教育の <b>内容</b> に関することであつて次に掲げるもの （1） <b>関係法令及び保安規定の遵守</b> に関すること。 （2） 原子炉施設の <b>構造、性能及び運転</b> に関すること。 （3） <b>放射線管理</b> に関すること。 （4） <b>核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱い</b> に関すること。 （5） <b>非常の場合に講ずべき処置</b> に関すること。 ハ その他 <b>原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</b>
-----------------------------	---

○実炉規 第 19 条の 2 核物質防護規定

諸樹でか、母性除、巨危去敵

法第四十三条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、**工場又は事業所**ごとに、次の各号に掲げる事項について**核物質防護規定**を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

1	しよ	特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の <b>職務及び組織</b> に関すること。
2	じゆ	<b>防護区域</b> （第十五条の三第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。）の設定並びに <b>巡視及び監視</b> に関すること。
3	で	防護区域に係る <b>出入管理</b> に関すること。
4	か	<b>特定核燃料物質の管理</b> に関すること。
5	ぼ	<b>特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検</b> に関すること。
6	せ	<b>連絡体制の整備</b> に関すること。
7	じよ	特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する <b>詳細な事項</b> に係る <b>情報の管理</b> に関すること。
8	きよ	特定核燃料物質の防護のために必要な <b>教育及び訓練</b> に関すること。
9	き	原子炉施設に係る <b>緊急時対応計画</b> に関すること。
10	きよ	妨害破壊行為等の <b>脅威</b> に対応するために <b>講ずる措置</b> に関すること（第十五条の三第二項第十六号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。
11	て	特定核燃料物質の防護のために必要な措置の <b>定期的な評価及び改善</b> に関すること。
12	き	原子炉施設に係る <b>特定核燃料物質の防護</b> （核物質防護規定の遵守状況を含む。）に関する <b>記録</b> に関すること。
13		その他原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関し必要な事項

2 前項の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

○実炉規 第19条の17 事故故障等の報告

都市医科医は、消えそな五瀬々所

法第六十二条の三の規定により、原子炉設置者（旧原子炉設置者等を含む。以下次条及び第二十四条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

1	と	核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
2	し	原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき若しくは原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える原子炉の出力変化が生じたとき若しくは原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、原子炉設置者の公表があつたときを除く。 イ 電気事業法第五十四条第一項に規定する定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。 ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。 ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。
3	い	原子炉設置者が、安全上重要な機器等の点検を行つた場合において、当該安全上重要な機器等が発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第九条若しくは第九条の二に定める基準に適合していないと認められたとき又は原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
4	か	火災により安全上重要な機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
5	い	前三号のほか、原子炉施設の故障（原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかつたとき。
6	は	原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
7	き	気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度が第十五条第四号の濃度限度を超えたとき。
8	え	液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第十五条第七号の濃度限度を超えたとき。
9	そ	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。
10	な	原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の

		<p>立入制限、かぎの管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。)を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p>
11	ご	<p>原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。</p>
12	せ	<p>放射線業務従事者について第九条第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。</p>
13	せ	<p>挿入若しくは引抜きを現に行つていない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（管理位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる管理位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜きを現に行つていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、燃料が炉心に装荷されていないときを除く。</p>
14	しよ	<p>前各号のほか、原子炉施設に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき</p>

○実炉規 第 20 条 危険時の措置

初つ歌、秘母記

法第六十四条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

1	しよ つ	原子炉施設に火災が起こり、又は原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、 <u>消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。</u>
2	う た	核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付けることにより、関係者以外の者が <u>立ち入ることを禁止すること。</u>
3	ひ	放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に <u>避難するよう警告すること。</u>
4	ぼ	核燃料物質による汚染が生じた場合には、 <u>速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。</u>
5	き	放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、 <u>速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。</u>
6		その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること